

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
4	<p>基準2 教育研究組織（実施体制）</p> <p>基本的な観点</p> <p>2-1-① <u>学部及びその学科の構成（学部，学科以外の基本的組織[※]を設置している場合には，その構成）が，学士課程[※]における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。</p> <p>2-1-③ <u>研究科及びその専攻の構成（研究科，専攻以外の基本的組織[※]を設置している場合には，その構成）が，大学院課程[※]における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2-1-④ 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p>	<p>基準2 教育研究組織（実施体制）</p> <p>基本的な観点</p> <p>2-1-① 学部及びその学科の構成が，学士課程[※]における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p><u>2-1-② 学部，学科以外の基本的組織[※]を設置している場合には，その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2-1-③ 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。</p> <p>2-1-④ 研究科及びその専攻の構成が，大学院課程[※]における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p><u>2-1-⑤ 研究科，専攻以外の基本的組織[※]を設置している場合には，その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2-1-⑥ 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-1-⑦ 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p>	<p>学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，2-1-②の観点进行分析することになるが，2-1-①と分けることによって，分かりづらくなっているため，両観点を統合した。また，統合による番号のずれを修正した。</p> <p>研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，2-1-⑤の観点进行分析することになるが，2-1-④と分けることによって，分かりづらくなっているため，両観点を統合した。また，統合による番号のずれを修正した。</p>
5	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>趣旨 （2段落目） 大学の教育を実施する上で，個々の教員，及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各大学には，大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には，大学通信教育設置基準を含む。），大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ，教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて，質，量の両面において，教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また，その前提として，教員の資格や能力を適切に評価し，これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。</p>	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>趣旨 （2段落目） 大学の教育を実施する上で，個々の教員，及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各大学には，大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には，大学通信教育設置基準を含む。），大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ，教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて，質，量の両面において，教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また，その前提として，教員の資格や能力を適切に評価し，これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。</p>	<p>字句の修正を行った。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
6	<p>基本的な観点</p> <p>3-1-① 教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。</p> <p>3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>3-1-① 教員組織編成のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>適切な表現となるよう修正した。</p> <p>「体制」という記述が委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため、修正した。</p>
7	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された<u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</u>が明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 <u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</u>に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p> <p>趣旨 （3段落目） このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような<u>能力や適性等を有する学生を求めているのか</u>、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた<u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</u>を明確に定め、公表されていることが必要です。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシー[※]が明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p> <p>趣旨 （3段落目） このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「<u>アドミッション・ポリシー</u>」として明確に定め、公表されていることが必要です。</p>	<p>「アドミッション・ポリシー」という用語が広く一般には定着していないと考えられることから、国において使用されている表現に統一した。</p> <p>趣旨の記述がより明確になるよう修正した。</p>
8	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された<u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</u>が明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① <u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</u>に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p> <p>4-2-② <u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</u>において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。</p> <p>4-2-④ <u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</u>に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p> <p>4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。</p> <p>4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p>	<p>「アドミッション・ポリシー」という用語が広く一般には定着していないと考えられることから、国において使用されている表現に統一した。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
9	<p>基準5 教育内容及び方法</p> <p>趣旨 (4段落目) さらに、学生が<u>修得する単位</u>や取得する学位は、大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められています。各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとするのが求められます。</p>	<p>基準5 教育内容及び方法</p> <p>趣旨 (4段落目) さらに、学生が取得する<u>単位</u>や学位は、大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められています。各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとするのが求められます。</p>	<p>適切な表現に字句を修正した。</p>
10	<p>基本的な観点</p> <p>5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、<u>教育課程が体系的に編成</u>されているか。</p> <p>5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-3-③ 成績評価等の<u>正確さ</u>を担保するための措置が講じられているか。</p> <p>5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-7-④ 成績評価等の<u>正確さ</u>を担保するための措置が講じられているか。</p> <p>5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-11-③ 成績評価等の<u>正確さ</u>を担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）<u>され</u>、<u>教育課程の体系性が確保</u>されているか。</p> <p>5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究<u>活動</u>の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-3-③ 成績評価等の<u>正確性</u>を担保するための措置（<u>例えば、学生からの成績評価に関する甲立て等が考えられる。</u>）が講じられているか。</p> <p>5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究<u>活動</u>の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-7-④ 成績評価等の<u>正確性</u>を担保するための措置（<u>例えば、学生からの成績評価に関する甲立て等が考えられる。</u>）が講じられているか。</p> <p>5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究<u>活動</u>の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-11-③ 成績評価等の<u>正確性</u>を担保するための措置（<u>例えば、学生からの成績評価に関する甲立て等が考えられる。</u>）が講じられているか。</p>	<p>「教育課程の編成の趣旨」を分析していることが明確になるよう、記述を修正した。</p> <p>適切な表現に字句を修正した。 また、例示で挙げている「学生からの成績評価に関する申立て」については、大学の自己評価が引きづられていることから、削除した。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
14	<p>基準6 教育の成果</p> <p>基本的な観点</p> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、<u>単位修得</u>、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-③ 授業評価等、<u>学生からの意見聴取の結果から判断して</u>、教育の<u>成果や効果が上がっているか</u>。</p> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの<u>意見聴取の結果から判断して</u>、教育の成果や効果が<u>上がっているか</u>。</p>	<p>基準6 教育の成果</p> <p>基本的な観点</p> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、<u>単位取得</u>、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-③ <u>学生の授業評価結果等から見て</u>、<u>大学が編成した教育課程を通じて</u>、<u>大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか</u>。</p> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、<u>卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか</u>。また、<u>その結果から判断して</u>、教育の成果や効果が<u>上がっているか</u>。</p>	<p>法令等で使用されている用語に修正した。</p> <p>大学としての自己評価を求める趣旨であることを明確にするため、適切な表現に修正した。</p> <p>6-1-③と同様の表現に修正した。</p>
16	<p>基準7 学生支援等</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワー※）の<u>設定</u>、<u>電子メールの活用</u>、<u>担任制等</u>が考えられる。）が適切に行われているか。</p> <p>7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への<u>学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか</u>。また、<u>必要に応じて学習支援が行われているか</u>。</p> <p>7-3-② <u>生活支援等※</u>に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</p> <p>7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への<u>生活支援等</u>を<u>適切に行うことのできる状況にあるか</u>。また、<u>必要に応じて生活支援等</u>が行われているか。</p>	<p>基準7 学生支援等</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワー※）の<u>設定等</u>が考えられる。）が適切に行われているか。</p> <p>7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への<u>学習支援が適切に行われているか</u>。</p> <p>7-3-③ <u>生活支援等</u>に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</p> <p>7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への<u>生活支援等※</u>が<u>適切に行われているか</u>。</p>	<p>例示で挙げている「オフィスアワーの設定」に大学の自己評価が引きずられることから、適切な例示を追加した。</p> <p>該当する学生が在籍しない場合であっても適切に分析されるよう記述を修正した。</p> <p>適切な表現になるよう字句を修正した。また、基本的な観点の順番が適切になるよう、7-3-②と7-3-③を入れ替えた。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
18	<p>基準8 施設・設備</p> <p>基本的な観点</p> <p>8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。<u>また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。</u></p>	<p>基準8 施設・設備</p> <p>基本的な観点</p> <p>8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。</p>	<p>ハートビル法を踏まえ、学校施設等の建築物についてバリアフリー化への配慮が重要であることから記述を修正した。</p>
20	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>基本的な観点</p> <p>9-1-④ <u>評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</u></p>	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>基本的な観点</p> <p>9-1-④ <u>評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</u></p>	<p>「システム」という記述が、委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため修正を行った。また「教員組織の構成への反映」については、「教員の配置が適切であるか」を見る基準3で分析されることが適切であるので削除した。</p>
24	<p>基準11 管理運営</p> <p>基本的な観点</p> <p>11-1-② <u>大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</u></p> <p>11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。</p>	<p>基準11 管理運営</p> <p>基本的な観点</p> <p>11-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</p> <p>11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（<u>現状・問題点の把握、改善点の指摘等</u>）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>大学の運営を行っていく上で、学長のリーダーシップが重要であることをより明確にするため、記述を修正した。</p> <p>用語の解説に「自己点検・評価」を記述しているため括弧内の補足説明を削除した。また、「体制」という記述が委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため、修正した。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
24	<p>11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による<u>検証が実施</u>されているか。</p> <p>11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、<u>管理運営の改善のための取組が行われている</u>か。</p>	<p>11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって<u>検証する体制が整備され、実施</u>されているか。</p> <p>11-3-④ 評価結果が、<u>フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能</u>しているか。</p>	<p>「体制」という記述が委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため、修正した。</p> <p>「大学の目的の達成のため」という記述は、大学の目的が達成されていないことが前提であるとの誤解を生じさせるおそれがあるため、削除した。また、管理運営面について見る観点であることを明確にするため、記述を修正した。</p>
26	<p>用語の解説</p> <p>(削除)</p> <p>【生活支援等】(16頁) 学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、災害補償制度などが考えられる。</p>	<p>用語の解説</p> <p>【アドミッション・ポリシー】(7頁) <u>受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。</u></p> <p>【生活支援等】(16頁) 学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、<u>奨学金制度</u>、災害補償制度などが考えられる。</p>	<p>基準4の趣旨の記述を修正したことに伴い、削除した。</p> <p>基準7における※)の位置との整合性を図るため、修正した。</p>